

8 福薬発第38号
令和8年5月14日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

令和8年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省政策統括官より、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

この特別調査は、指定された調査区域内で1～4名の常用労働者を雇用している小規模事業者に対し、年1回、都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問して実施されるもので、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、事業所には回答義務があります。

該当区域内の会員薬局に対し、調査にご協力いただくようご周知をお願いいたします。

日 薬 発 第 48 号
令 和 8 年 5 月 12 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会長印省略)

令和8年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）より、別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようお願い申し上げます。

以上



政統発 0423 第 2 号
令和 8 年 4 月 23 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 8 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回（7月31日現在について）実施するものです。本年より実施始期を従来の8月から1か月早めたため、都道府県ごとに異なるものの早ければ7月、遅くとも8月から統計調査員が調査地区の全事業所を訪問し、調査対象事業所と確認できたとき調査票の配布または調査票の作成等を9月にかけて行います。貴社管下の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和7年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室
毎勤第一係 渡邊
TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

5

都道府県	市区町村名	コード	市区町村名	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
北海道	札幌市 中央区	101	札幌市 中央区	茅部郡 森町	北海道	345	茅部郡 森町
北海道	札幌市 北区	102	札幌市 北区	余市郡 余市町	北海道	408	余市郡 余市町
北海道	札幌市 東区	103	札幌市 東区	天塩郡 幌延町	北海道	520	天塩郡 幌延町
北海道	札幌市 白石区	104	札幌市 白石区	新冠郡 新冠町	北海道	604	新冠郡 新冠町
北海道	札幌市 豊平区	105	札幌市 豊平区	浦河郡 浦河町	北海道	607	浦河郡 浦河町
北海道	札幌市 南区	106	札幌市 南区	日高郡 新ひだか町	北海道	610	日高郡 新ひだか町
北海道	札幌市 西区	107	札幌市 西区	河西郡 芽室町	北海道	637	河西郡 芽室町
北海道	札幌市 厚別区	108	札幌市 厚別区	十勝郡 浦幌町	北海道	649	十勝郡 浦幌町
北海道	札幌市 手稲区	109	札幌市 手稲区	野付郡 別海町	北海道	691	野付郡 別海町
北海道	札幌市 清田区	110	札幌市 清田区	標津郡 中標津町	北海道	692	標津郡 中標津町
北海道	函館市	202	函館市				
北海道	小樽市	203	小樽市				
北海道	旭川市	204	旭川市				
北海道	室蘭市	205	室蘭市				
北海道	釧路市	206	釧路市				
北海道	帯広市	207	帯広市				
北海道	北見市	208	北見市				
北海道	岩見沢市	210	岩見沢市				
北海道	網走市	211	網走市				
北海道	苫小牧市	213	苫小牧市				
北海道	江別市	217	江別市				
北海道	紋別市	219	紋別市				
北海道	士別市	220	士別市				
北海道	根室市	223	根室市				
北海道	千歳市	224	千歳市				
北海道	富良野市	229	富良野市				
北海道	登別市	230	登別市				
北海道	恵庭市	231	恵庭市				
北海道	北広島市	234	北広島市				
北海道	石狩市	235	石狩市				

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
青森県	201	青森市	青森県		
青森県	202	弘前市	青森県		
青森県	203	八戸市	青森県		
青森県	204	黒石市	青森県		
青森県	205	五所川原市	青森県		
青森県	206	十和田市	青森県		
青森県	208	むつ市	青森県		
青森県	210	平川市	青森県		
青森県	381	北津軽郡 板柳町	青森県		
青森県	387	北津軽郡 中泊町	青森県		
青森県	401	上北郡 野辺地町	青森県		
青森県	442	三戸郡 五戸町	青森県		
青森県	446	三戸郡 階上町	青森県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
岩手県	201	盛岡市	岩手県	201	盛岡市
岩手県	202	宮古市	岩手県	202	宮古市
岩手県	203	大船渡市	岩手県	203	大船渡市
岩手県	205	花巻市	岩手県	205	花巻市
岩手県	206	北上市	岩手県	206	北上市
岩手県	207	久慈市	岩手県	207	久慈市
岩手県	208	遠野市	岩手県	208	遠野市
岩手県	209	一関市	岩手県	209	一関市
岩手県	210	陸前高田市	岩手県	210	陸前高田市
岩手県	213	二戸市	岩手県	213	二戸市
岩手県	214	八幡平市	岩手県	214	八幡平市
岩手県	216	滝沢市	岩手県	216	滝沢市
岩手県	301	岩手郡 雫石町	岩手県	301	岩手郡 雫石町
岩手県	321	紫波郡 紫波町	岩手県	321	紫波郡 紫波町
岩手県	381	胆沢郡 金ヶ崎町	岩手県	381	胆沢郡 金ヶ崎町
岩手県	402	西磐井郡 平泉町	岩手県	402	西磐井郡 平泉町
岩手県	461	上閉伊郡 大槌町	岩手県	461	上閉伊郡 大槌町
岩手県	483	下閉伊郡 岩泉町	岩手県	483	下閉伊郡 岩泉町
岩手県	524	二戸郡 一戸町	岩手県	524	二戸郡 一戸町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
宮城県	101	仙台市 青葉区	宮城県		
宮城県	102	仙台市 宮城野区	宮城県		
宮城県	103	仙台市 若林区	宮城県		
宮城県	104	仙台市 太白区	宮城県		
宮城県	105	仙台市 泉区	宮城県		
宮城県	202	石巻市	宮城県		
宮城県	203	塩竈市	宮城県		
宮城県	206	白石市	宮城県		
宮城県	207	名取市	宮城県		
宮城県	208	角田市	宮城県		
宮城県	209	多賀城市	宮城県		
宮城県	212	登米市	宮城県		
宮城県	213	栗原市	宮城県		
宮城県	215	大崎市	宮城県		
宮城県	341	伊具郡 丸森町	宮城県		
宮城県	406	宮城郡 利府町	宮城県		
宮城県	445	加美郡 加美町	宮城県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
秋田県	201	秋田市	秋田県	201	秋田市
秋田県	202	能代市	秋田県	202	能代市
秋田県	203	横手市	秋田県	203	横手市
秋田県	204	大館市	秋田県	204	大館市
秋田県	207	湯沢市	秋田県	207	湯沢市
秋田県	210	由利本荘市	秋田県	210	由利本荘市
秋田県	211	潟上市	秋田県	211	潟上市
秋田県	212	大仙市	秋田県	212	大仙市
秋田県	213	北秋田市	秋田県	213	北秋田市
秋田県	214	にかほ市	秋田県	214	にかほ市
秋田県	215	仙北市	秋田県	215	仙北市
秋田県	303	鹿角郡 小坂町	秋田県	303	鹿角郡 小坂町
秋田県	348	山本郡 三種町	秋田県	348	山本郡 三種町
秋田県	434	仙北郡 美郷町	秋田県	434	仙北郡 美郷町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
山形県	201	山形市	山形県	201	山形市
山形県	202	米沢市	山形県	202	米沢市
山形県	203	鶴岡市	山形県	203	鶴岡市
山形県	204	酒田市	山形県	204	酒田市
山形県	205	新庄市	山形県	205	新庄市
山形県	206	寒河江市	山形県	206	寒河江市
山形県	207	上山市	山形県	207	上山市
山形県	208	村山市	山形県	208	村山市
山形県	209	長井市	山形県	209	長井市
山形県	210	天童市	山形県	210	天童市
山形県	213	南陽市	山形県	213	南陽市
山形県	321	西村山郡 河北町	山形県	321	西村山郡 河北町
山形県	324	西村山郡 大江町	山形県	324	西村山郡 大江町
山形県	381	東置賜郡 高島町	山形県	381	東置賜郡 高島町
山形県	402	西置賜郡 白鷹町	山形県	402	西置賜郡 白鷹町
山形県	428	東田川郡 庄内町	山形県	428	東田川郡 庄内町
山形県	461	飽海郡 遊佐町	山形県	461	飽海郡 遊佐町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

市区町村名	市区町村名	市区町村名	市区町村名
コード	コード	コード	コード
福島県	福島市	福島県	福島市
福島県	会津若松市	福島県	会津若松市
福島県	郡山市	福島県	郡山市
福島県	いわき市	福島県	いわき市
福島県	白河市	福島県	白河市
福島県	須賀川市	福島県	須賀川市
福島県	相馬市	福島県	相馬市
福島県	二本松市	福島県	二本松市
福島県	南相馬市	福島県	南相馬市
福島県	伊達市	福島県	伊達市
福島県	本宮市	福島県	本宮市
福島県	伊達郡 川俣町	福島県	伊達郡 川俣町
福島県	西白河郡 矢吹町	福島県	西白河郡 矢吹町
福島県	田村郡 三春町	福島県	田村郡 三春町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
茨城県	201	水戸市	茨城県		
茨城県	202	日立市	茨城県		
茨城県	203	土浦市	茨城県		
茨城県	204	古河市	茨城県		
茨城県	205	石岡市	茨城県		
茨城県	207	結城市	茨城県		
茨城県	212	常陸太田市	茨城県		
茨城県	214	高萩市	茨城県		
茨城県	215	北茨城市	茨城県		
茨城県	217	取手市	茨城県		
茨城県	221	ひたちなか市	茨城県		
茨城県	222	鹿嶋市	茨城県		
茨城県	224	守谷市	茨城県		
茨城県	227	筑西市	茨城県		
茨城県	228	坂東市	茨城県		
茨城県	229	稲敷市	茨城県		
茨城県	231	桜川市	茨城県		
茨城県	232	神栖市	茨城県		
茨城県	302	東茨城郡 茨城町	茨城県		
茨城県	341	那珂郡 東海村	茨城県		
茨城県	364	久慈郡 大子町	茨城県		
茨城県	443	稲敷郡 阿見町	茨城県		
茨城県	546	猿島郡 境町	茨城県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
栃木県	201	宇都宮市	栃木県	201	宇都宮市
栃木県	202	足利市	栃木県	202	足利市
栃木県	203	栃木市	栃木県	203	栃木市
栃木県	204	佐野市	栃木県	204	佐野市
栃木県	205	鹿沼市	栃木県	205	鹿沼市
栃木県	206	日光市	栃木県	206	日光市
栃木県	208	小山市	栃木県	208	小山市
栃木県	209	真岡市	栃木県	209	真岡市
栃木県	210	大田原市	栃木県	210	大田原市
栃木県	211	矢板市	栃木県	211	矢板市
栃木県	213	那須塩原市	栃木県	213	那須塩原市
栃木県	214	さくら市	栃木県	214	さくら市
栃木県	215	那須烏山市	栃木県	215	那須烏山市
栃木県	216	下野市	栃木県	216	下野市
栃木県	301	河内郡 上三川町	栃木県	301	河内郡 上三川町
栃木県	342	芳賀郡 益子町	栃木県	342	芳賀郡 益子町
栃木県	361	下都賀郡 壬生町	栃木県	361	下都賀郡 壬生町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
群馬県	201	前橋市	群馬県	201	前橋市
群馬県	202	高崎市	群馬県	202	高崎市
群馬県	203	桐生市	群馬県	203	桐生市
群馬県	204	伊勢崎市	群馬県	204	伊勢崎市
群馬県	205	太田市	群馬県	205	太田市
群馬県	206	沼田市	群馬県	206	沼田市
群馬県	207	館林市	群馬県	207	館林市
群馬県	208	渋川市	群馬県	208	渋川市
群馬県	209	藤岡市	群馬県	209	藤岡市
群馬県	210	富岡市	群馬県	210	富岡市
群馬県	212	みどり市	群馬県	212	みどり市
群馬県	382	甘楽郡 下仁田町	群馬県	382	甘楽郡 下仁田町
群馬県	384	甘楽郡 甘楽町	群馬県	384	甘楽郡 甘楽町
群馬県	426	吾妻郡 草津町	群馬県	426	吾妻郡 草津町
群馬県	429	吾妻郡 東吾妻町	群馬県	429	吾妻郡 東吾妻町
群馬県	449	利根郡 みなかみ町	群馬県	449	利根郡 みなかみ町
群馬県	524	邑楽郡 大泉町	群馬県	524	邑楽郡 大泉町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	市区町村名	コード	都道府県	市区町村名	コード	都道府県	市区町村名
埼玉県	さいたま市 西区	101	埼玉県	北足立郡 伊奈町	301	埼玉県	比企郡 小川町
埼玉県	さいたま市 大宮区	103	埼玉県	比企郡 小川町	343		
埼玉県	さいたま市 中央区	105					
埼玉県	さいたま市 浦和区	107					
埼玉県	さいたま市 南区	108					
埼玉県	さいたま市 緑区	109					
埼玉県	さいたま市 岩槻区	110					
埼玉県	川越市	201					
埼玉県	熊谷市	202					
埼玉県	川口市	203					
埼玉県	行田市	206					
埼玉県	加須市	210					
埼玉県	本庄市	211					
埼玉県	春日部市	214					
埼玉県	狭山市	215					
埼玉県	羽生市	216					
埼玉県	深谷市	218					
埼玉県	上尾市	219					
埼玉県	越谷市	222					
埼玉県	入間市	225					
埼玉県	朝霞市	227					
埼玉県	志木市	228					
埼玉県	新座市	230					
埼玉県	久喜市	232					
埼玉県	八潮市	234					
埼玉県	三郷市	237					
埼玉県	蓮田市	238					
埼玉県	幸手市	240					
埼玉県	鶴ヶ島市	241					
埼玉県	ふじみ野市	245					

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
千葉県	101	千葉市 中央区	千葉県		
千葉県	102	千葉市 花見川区	千葉県		
千葉県	103	千葉市 稲毛区	千葉県		
千葉県	104	千葉市 若葉区	千葉県		
千葉県	203	市川市	千葉県		
千葉県	204	船橋市	千葉県		
千葉県	207	松戸市	千葉県		
千葉県	208	野田市	千葉県		
千葉県	211	成田市	千葉県		
千葉県	212	佐倉市	千葉県		
千葉県	215	旭市	千葉県		
千葉県	216	習志野市	千葉県		
千葉県	217	柏市	千葉県		
千葉県	219	市原市	千葉県		
千葉県	220	流山市	千葉県		
千葉県	221	八千代市	千葉県		
千葉県	225	君津市	千葉県		
千葉県	227	浦安市	千葉県		
千葉県	228	四街道市	千葉県		
千葉県	231	印西市	千葉県		
千葉県	235	匝瑳市	千葉県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
東京都	101	千代田区	東京都	208	調布市
東京都	102	中央区	東京都	209	町田市
東京都	103	港区	東京都	210	小金井市
東京都	104	新宿区	東京都	212	日野市
東京都	105	文京区	東京都	214	国分寺市
東京都	106	台東区	東京都	220	東大和市
東京都	107	墨田区	東京都	222	東久留米市
東京都	108	江東区	東京都	224	多摩市
東京都	109	品川区	東京都	227	羽村市
東京都	110	目黒区			
東京都	111	大田区			
東京都	112	世田谷区			
東京都	113	渋谷区			
東京都	114	中野区			
東京都	115	杉並区			
東京都	116	豊島区			
東京都	117	北区			
東京都	118	荒川区			
東京都	119	板橋区			
東京都	120	練馬区			
東京都	121	足立区			
東京都	122	葛飾区			
東京都	123	江戸川区			
東京都	201	八王子市			
東京都	202	立川市			
東京都	203	武蔵野市			
東京都	204	三鷹市			
東京都	205	青梅市			
東京都	206	府中市			
東京都	207	昭島市			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	市区町村名
神奈川県		神奈川県		神奈川県	
神奈川県	101	横浜市 鶴見区	214	伊勢原市	
神奈川県	103	横浜市 西区	215	海老名市	
神奈川県	104	横浜市 中区	216	座間市	
神奈川県	105	横浜市 南区			
神奈川県	107	横浜市 磯子区			
神奈川県	108	横浜市 金沢区			
神奈川県	109	横浜市 港北区			
神奈川県	110	横浜市 戸塚区			
神奈川県	111	横浜市 港南区			
神奈川県	112	横浜市 旭区			
神奈川県	113	横浜市 緑区			
神奈川県	114	横浜市 瀬谷区			
神奈川県	115	横浜市 栄区			
神奈川県	116	横浜市 泉区			
神奈川県	117	横浜市 青葉区			
神奈川県	131	川崎市 川崎区			
神奈川県	132	川崎市 幸区			
神奈川県	133	川崎市 中原区			
神奈川県	134	川崎市 高津区			
神奈川県	135	川崎市 多摩区			
神奈川県	136	川崎市 宮前区			
神奈川県	151	相模原市 緑区			
神奈川県	152	相模原市 中央区			
神奈川県	153	相模原市 南区			
神奈川県	201	横浜須賀市			
神奈川県	205	藤沢市			
神奈川県	206	小田原市			
神奈川県	207	茅ヶ崎市			
神奈川県	212	厚木市			
神奈川県	213	大和市			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
新潟県	101	新潟市 北区			
新潟県	102	新潟市 東区			
新潟県	103	新潟市 中央区			
新潟県	104	新潟市 江南区			
新潟県	105	新潟市 秋葉区			
新潟県	108	新潟市 西蒲区			
新潟県	202	長岡市			
新潟県	204	三条市			
新潟県	205	柏崎市			
新潟県	206	新発田市			
新潟県	209	加茂市			
新潟県	210	十日町市			
新潟県	211	見附市			
新潟県	212	村上市			
新潟県	213	燕市			
新潟県	218	五泉市			
新潟県	222	上越市			
新潟県	225	魚沼市			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
富山県	201	富山市			
富山県	202	高岡市			
富山県	204	魚津市			
富山県	205	水見市			
富山県	206	滑川市			
富山県	207	黒部市			
富山県	209	小矢部市			
富山県	210	南砺市			
富山県	211	射水市			
富山県	322	中新川郡 上市町			
富山県	342	下新川郡 入善町			
富山県	343	下新川郡 朝日町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
石川県	201	金沢市	都道府県	コード	市区町村名
石川県	202	七尾市			
石川県	203	小松市			
石川県	206	加賀市			
石川県	207	羽咋市			
石川県	209	かほく市			
石川県	210	白山市			
石川県	211	能美市			
石川県	212	野々市市			
石川県	361	河北郡 津幡町			
石川県	365	河北郡 内灘町			
石川県	407	鹿島郡 中能登町			
石川県	461	鳳珠郡 穴水町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福井県	201	福井市			
福井県	202	敦賀市			
福井県	205	大野市			
福井県	206	勝山市			
福井県	207	鯖江市			
福井県	208	あわら市			
福井県	209	越前市			
福井県	210	坂井市			
福井県	404	南条郡			南越前町
福井県	423	丹生郡			越前町
福井県	481	大飯郡			高浜町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
山梨県	201	甲府市			
山梨県	202	富士吉田市			
山梨県	204	都留市			
山梨県	207	韭崎市			
山梨県	208	南アルプス市			
山梨県	209	北杜市			
山梨県	210	甲斐市			
山梨県	212	上野原市			
山梨県	384	中巨摩郡 昭和町			
山梨県	430	南都留郡 富士河口湖町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
長野県	201	長野市	都道府県	コード	市区町村名
長野県	202	松本市			
長野県	203	上田市			
長野県	204	岡谷市			
長野県	205	飯田市			
長野県	206	諏訪市			
長野県	207	須坂市			
長野県	208	小諸市			
長野県	210	駒ヶ根市			
長野県	211	中野市			
長野県	213	飯山市			
長野県	215	塩尻市			
長野県	217	佐久市			
長野県	218	千曲市			
長野県	219	東御市			
長野県	220	安曇野市			
長野県	321	北佐久郡			軽井沢町
長野県	411	下伊那郡			下條村
長野県	481	北安曇郡			池田町
長野県	485	北安曇郡			白馬村
長野県	521	埴科郡			坂城町
長野県	541	上高井郡			小布施町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
岐阜県	201	岐阜市	岐阜県		
岐阜県	202	大垣市	岐阜県		
岐阜県	203	高山市	岐阜県		
岐阜県	204	多治見市	岐阜県		
岐阜県	205	関市	岐阜県		
岐阜県	206	中津川市	岐阜県		
岐阜県	208	瑞浪市	岐阜県		
岐阜県	209	羽島市	岐阜県		
岐阜県	210	恵那市	岐阜県		
岐阜県	212	土岐市	岐阜県		
岐阜県	213	各務原市	岐阜県		
岐阜県	214	可児市	岐阜県		
岐阜県	215	山県市	岐阜県		
岐阜県	217	飛騨市	岐阜県		
岐阜県	219	郡上市	岐阜県		
岐阜県	220	下呂市	岐阜県		
岐阜県	341	養老郡 養老町	岐阜県		
岐阜県	401	揖斐郡 揖斐川町	岐阜県		
岐阜県	521	可児郡 御嵩町	岐阜県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
静岡県	101	静岡市 葵区	静岡県		
静岡県	102	静岡市 駿河区	静岡県		
静岡県	103	静岡市 清水区	静岡県		
静岡県	138	浜松市 中央区	静岡県		
静岡県	140	浜松市 天竜区	静岡県		
静岡県	203	沼津市	静岡県		
静岡県	206	三島市	静岡県		
静岡県	207	富士宮市	静岡県		
静岡県	209	島田市	静岡県		
静岡県	210	富士市	静岡県		
静岡県	212	焼津市	静岡県		
静岡県	213	掛川市	静岡県		
静岡県	214	藤枝市	静岡県		
静岡県	215	御殿場市	静岡県		
静岡県	216	袋井市	静岡県		
静岡県	219	下田市	静岡県		
静岡県	224	菊川市	静岡県		
静岡県	225	伊豆の国市	静岡県		
静岡県	325	田方郡 函南町	静岡県		
静岡県	341	駿東郡 清水町	静岡県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	市区町村名	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
愛知県	名古屋市 千種区	101	愛知県	221	新城市	
愛知県	名古屋市 東区	102	愛知県	222	東海市	
愛知県	名古屋市 北区	103	愛知県	226	尾張旭市	
愛知県	名古屋市 西区	104	愛知県	227	高浜市	
愛知県	名古屋市 中村区	105	愛知県	229	豊明市	
愛知県	名古屋市 中区	106	愛知県	231	田原市	
愛知県	名古屋市 瑞穂区	108	愛知県	234	北名古屋	
愛知県	名古屋市 熱田区	109	愛知県	237	あま市	
愛知県	名古屋市 中川区	110	愛知県	362	丹羽郡 扶桑町	
愛知県	名古屋市 港区	111				
愛知県	名古屋市 南区	112				
愛知県	名古屋市 緑区	114				
愛知県	名古屋市 名東区	115				
愛知県	名古屋市 天白区	116				
愛知県	豊橋市	201				
愛知県	岡崎市	202				
愛知県	一宮市	203				
愛知県	半田市	205				
愛知県	春日井市	206				
愛知県	豊川市	207				
愛知県	津島市	208				
愛知県	碧南市	209				
愛知県	豊田市	211				
愛知県	安城市	212				
愛知県	西尾市	213				
愛知県	蒲郡市	214				
愛知県	犬山市	215				
愛知県	江南市	217				
愛知県	小牧市	219				
愛知県	稲沢市	220				

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
三重県	201	津市	三重県	201	津市
三重県	202	四日市市	三重県	202	四日市市
三重県	203	伊勢市	三重県	203	伊勢市
三重県	204	松阪市	三重県	204	松阪市
三重県	205	桑名市	三重県	205	桑名市
三重県	207	鈴鹿市	三重県	207	鈴鹿市
三重県	208	名張市	三重県	208	名張市
三重県	209	尾鷲市	三重県	209	尾鷲市
三重県	211	鳥羽市	三重県	211	鳥羽市
三重県	212	熊野市	三重県	212	熊野市
三重県	214	いなべ市	三重県	214	いなべ市
三重県	215	志摩市	三重県	215	志摩市
三重県	216	伊賀市	三重県	216	伊賀市
三重県	441	多気郡 多気町	三重県	441	多気郡 多気町
三重県	470	度会郡 度会町	三重県	470	度会郡 度会町
三重県	543	北牟婁郡 紀北町	三重県	543	北牟婁郡 紀北町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
滋賀県	201	大津市	滋賀県	201	大津市
滋賀県	202	彦根市	滋賀県	202	彦根市
滋賀県	203	長浜市	滋賀県	203	長浜市
滋賀県	204	近江八幡市	滋賀県	204	近江八幡市
滋賀県	206	草津市	滋賀県	206	草津市
滋賀県	207	守山市	滋賀県	207	守山市
滋賀県	208	栗東市	滋賀県	208	栗東市
滋賀県	210	野洲市	滋賀県	210	野洲市
滋賀県	211	湖南市	滋賀県	211	湖南市
滋賀県	212	高島市	滋賀県	212	高島市
滋賀県	213	東近江市	滋賀県	213	東近江市
滋賀県	425	愛知郡 愛荘町	滋賀県	425	愛知郡 愛荘町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

市区町村名	コード	市区町村名	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
京都市 北区	101	京都市 北区		京都市		
京都市 上京区	102	京都市 上京区		京都市		
京都市 左京区	103	京都市 左京区		京都市		
京都市 中京区	104	京都市 中京区		京都市		
京都市 下京区	106	京都市 下京区		京都市		
京都市 南区	107	京都市 南区		京都市		
京都市 右京区	108	京都市 右京区		京都市		
京都市 伏見区	109	京都市 伏見区		京都市		
京都市 山科区	110	京都市 山科区		京都市		
京都市 西京区	111	京都市 西京区		京都市		
福知山市	201	福知山市		京都府		
舞鶴市	202	舞鶴市		京都府		
宇治市	204	宇治市		京都府		
向日市	208	向日市		京都府		
長岡京市	209	長岡京市		京都府		
京田辺市	211	京田辺市		京都府		
京丹後市	212	京丹後市		京都府		
木津川市	214	木津川市		京都府		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
大阪府	102	大阪市 都島区	大阪府	207	高槻市	大阪府	207	高槻市
大阪府	104	大阪市 此花区	大阪府	209	守口市	大阪府	209	守口市
大阪府	106	大阪市 西区	大阪府	210	枚方市	大阪府	210	枚方市
大阪府	107	大阪市 港区	大阪府	211	茨木市	大阪府	211	茨木市
大阪府	108	大阪市 大正区	大阪府	212	八尾市	大阪府	212	八尾市
大阪府	109	大阪市 天王寺区	大阪府	213	泉佐野市	大阪府	213	泉佐野市
大阪府	111	大阪市 浪速区	大阪府	214	富田林市	大阪府	214	富田林市
大阪府	113	大阪市 西淀川区	大阪府	215	寝屋川市	大阪府	215	寝屋川市
大阪府	114	大阪市 東淀川区	大阪府	217	松原市	大阪府	217	松原市
大阪府	115	大阪市 東成区	大阪府	219	和泉市	大阪府	219	和泉市
大阪府	116	大阪市 生野区	大阪府	221	柏原市	大阪府	221	柏原市
大阪府	118	大阪市 城東区	大阪府	222	羽曳野市	大阪府	222	羽曳野市
大阪府	119	大阪市 阿倍野区	大阪府	223	門真市	大阪府	223	門真市
大阪府	120	大阪市 住吉区	大阪府	224	摂津市	大阪府	224	摂津市
大阪府	121	大阪市 東住吉区	大阪府	225	高石市	大阪府	225	高石市
大阪府	123	大阪市 淀川区	大阪府	227	東大阪市	大阪府	227	東大阪市
大阪府	124	大阪市 鶴見区	大阪府	228	泉南市	大阪府	228	泉南市
大阪府	125	大阪市 住之江区	大阪府	229	四條畷市	大阪府	229	四條畷市
大阪府	126	大阪市 平野区						
大阪府	127	大阪市 北区						
大阪府	128	大阪市 中央区						
大阪府	141	堺市 堺区						
大阪府	142	堺市 中区						
大阪府	144	堺市 西区						
大阪府	146	堺市 北区						
大阪府	147	堺市 美原区						
大阪府	202	岸和田市						
大阪府	203	豊中市						
大阪府	205	吹田市						
大阪府	206	泉大津市						

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

市区町村名	市区町村名	市区町村名	市区町村名	市区町村名	市区町村名
都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
兵庫県	101	神戸市 東灘区	兵庫県	365	多可郡 多可町
兵庫県	102	神戸市 灘区	兵庫県	443	神崎郡 福崎町
兵庫県	105	神戸市 兵庫区	兵庫県	481	赤穂郡 上郡町
兵庫県	106	神戸市 長田区			
兵庫県	107	神戸市 須磨区			
兵庫県	108	神戸市 垂水区			
兵庫県	109	神戸市 北区			
兵庫県	110	神戸市 中央区			
兵庫県	201	姫路市			
兵庫県	202	尼崎市			
兵庫県	203	明石市			
兵庫県	204	西宮市			
兵庫県	205	洲本市			
兵庫県	206	芦屋市			
兵庫県	207	伊丹市			
兵庫県	209	豊岡市			
兵庫県	210	加古川市			
兵庫県	212	赤穂市			
兵庫県	213	西脇市			
兵庫県	214	宝塚市			
兵庫県	215	三木市			
兵庫県	216	高砂市			
兵庫県	217	川西市			
兵庫県	218	小野市			
兵庫県	219	三田市			
兵庫県	220	加西市			
兵庫県	221	丹波篠山市			
兵庫県	224	南あわじ市			
兵庫県	228	加東市			
兵庫県	229	たつの市			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
奈良県	201	奈良市	都道府県	コード	市区町村名
奈良県	202	大和高田市			
奈良県	203	大和郡山市			
奈良県	204	天理市			
奈良県	205	橿原市			
奈良県	206	桜井市			
奈良県	207	五條市			
奈良県	209	生駒市			
奈良県	210	香芝市			
奈良県	211	葛城市			
奈良県	212	宇陀市			
奈良県	342	生駒郡 平群町			
奈良県	344	生駒郡 斑鳩町			
奈良県	345	生駒郡 安堵町			
奈良県	424	北葛城郡 上牧町			
奈良県	425	北葛城郡 王寺町			
奈良県	426	北葛城郡 広陵町			
奈良県	427	北葛城郡 河合町			
奈良県	441	吉野郡 吉野町			
奈良県	442	吉野郡 大淀町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
和歌山県	201	和歌山市			
和歌山県	202	海南市			
和歌山県	203	橋本市			
和歌山県	204	有田市			
和歌山県	205	御坊市			
和歌山県	206	田辺市			
和歌山県	207	新宮市			
和歌山県	208	紀の川市			
和歌山県	209	岩出市			
和歌山県	304	海草郡 紀美野町			
和歌山県	344	伊都郡 高野町			
和歌山県	390	日高郡 印南町			
和歌山県	421	東牟婁郡 那智勝浦町			
和歌山県	428	東牟婁郡 串本町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
鳥取県	201	鳥取市	鳥取県	201	鳥取市
鳥取県	202	米子市	鳥取県	202	米子市
鳥取県	203	倉吉市	鳥取県	203	倉吉市
鳥取県	204	境港市	鳥取県	204	境港市
鳥取県	329	八頭郡 八頭町	鳥取県	329	八頭郡 八頭町
鳥取県	364	東伯郡 三朝町	鳥取県	364	東伯郡 三朝町
鳥取県	370	東伯郡 湯梨浜町	鳥取県	370	東伯郡 湯梨浜町
鳥取県	389	西伯郡 南部町	鳥取県	389	西伯郡 南部町
鳥取県	402	日野郡 日野町	鳥取県	402	日野郡 日野町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
島根県	201	松江市			
島根県	202	浜田市			
島根県	203	出雲市			
島根県	204	益田市			
島根県	205	大田市			
島根県	206	安来市			
島根県	207	江津市			
島根県	209	雲南市			
島根県	528	隠岐の島町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
岡山県	101	岡山市 北区	岡山県		
岡山県	102	岡山市 中区	岡山県		
岡山県	103	岡山市 東区	岡山県		
岡山県	104	岡山市 南区	岡山県		
岡山県	202	倉敷市	岡山県		
岡山県	203	津山市	岡山県		
岡山県	204	玉野市	岡山県		
岡山県	207	井原市	岡山県		
岡山県	209	高梁市	岡山県		
岡山県	210	新見市	岡山県		
岡山県	212	瀬戸内市	岡山県		
岡山県	214	真庭市	岡山県		
岡山県	681	加賀郡 吉備中央町	岡山県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
広島県	101	広島市 中区	広島県		
広島県	102	広島市 東区	広島県		
広島県	103	広島市 南区	広島県		
広島県	104	広島市 西区	広島県		
広島県	105	広島市 安佐南区	広島県		
広島県	106	広島市 安佐北区	広島県		
広島県	107	広島市 安芸区	広島県		
広島県	108	広島市 佐伯区	広島県		
広島県	202	呉市	広島県		
広島県	204	三原市	広島県		
広島県	205	尾道市	広島県		
広島県	207	福山市	広島県		
広島県	208	府中市	広島県		
広島県	210	庄原市	広島県		
広島県	212	東広島市	広島県		
広島県	213	廿日市市	広島県		
広島県	214	安芸高田市	広島県		
広島県	215	江田島市	広島県		
広島県	307	安芸郡 熊野町	広島県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
山口県	201	下関市	山口県	201	下関市
山口県	202	宇部市	山口県	202	宇部市
山口県	203	山口市	山口県	203	山口市
山口県	204	萩市	山口県	204	萩市
山口県	206	防府市	山口県	206	防府市
山口県	207	下松市	山口県	207	下松市
山口県	208	岩国市	山口県	208	岩国市
山口県	211	長門市	山口県	211	長門市
山口県	212	柳井市	山口県	212	柳井市
山口県	215	周南市	山口県	215	周南市
山口県	343	熊毛郡 田布施町	山口県	343	熊毛郡 田布施町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
徳島県	201	徳島市			
徳島県	202	鳴門市			
徳島県	203	小松島市			
徳島県	204	阿南市			
徳島県	205	吉野川市			
徳島県	206	阿波市			
徳島県	207	美馬市			
徳島県	208	三好市			
徳島県	341	名西郡			石井町
徳島県	401	板野郡			松茂町
徳島県	402	板野郡			北島町
徳島県	403	板野郡			藍住町
徳島県	404	板野郡			板野町
徳島県	405	板野郡			上板町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
香川県	201	高松市			
香川県	202	丸亀市			
香川県	203	坂出市			
香川県	204	善通寺市			
香川県	205	観音寺市			
香川県	206	さぬき市			
香川県	207	東かがわ市			
香川県	208	三豊市			
香川県	341	木田郡 三木町			
香川県	386	綾歌郡 宇多津町			
香川県	387	綾歌郡 綾川町			
香川県	403	仲多度郡 琴平町			
香川県	404	仲多度郡 多度津町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
愛媛県	201	松山市			
愛媛県	202	今治市			
愛媛県	203	宇和島市			
愛媛県	204	八幡浜市			
愛媛県	205	新居浜市			
愛媛県	206	西条市			
愛媛県	207	大洲市			
愛媛県	210	伊予市			
愛媛県	213	四国中央市			
愛媛県	401	伊予郡 松前町			
愛媛県	402	伊予郡 砥部町			
愛媛県	488	北宇和郡 鬼北町			
愛媛県	506	南宇和郡 愛南町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
高知県	201	高知市			
高知県	202	室戸市			
高知県	203	安芸市			
高知県	204	南国市			
高知県	205	土佐市			
高知県	206	須崎市			
高知県	208	宿毛市			
高知県	209	土佐清水市			
高知県	210	四万十市			
高知県	212	香美市			
高知県	302	安芸郡 奈半利町			
高知県	304	安芸郡 安田町			
高知県	386	吾川郡 いの町			
高知県	410	高岡郡 日高村			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県	101	北九州市 門司区	福岡県	447	朝倉郡 筑前町
福岡県	103	北九州市 若松区	福岡県	544	八女郡 広川町
福岡県	105	北九州市 戸畑区	福岡県	610	由川郡 福智町
福岡県	106	北九州市 小倉北区	福岡県	621	京都郡 苅田町
福岡県	107	北九州市 小倉南区	福岡県	625	京都郡 みやこ町
福岡県	108	北九州市 八幡東区			
福岡県	109	北九州市 八幡西区			
福岡県	131	福岡市 東区			
福岡県	132	福岡市 博多区			
福岡県	133	福岡市 中央区			
福岡県	134	福岡市 南区			
福岡県	136	福岡市 城南区			
福岡県	137	福岡市 早良区			
福岡県	202	大牟田市			
福岡県	203	久留米市			
福岡県	204	直方市			
福岡県	205	飯塚市			
福岡県	210	八女市			
福岡県	211	筑後市			
福岡県	212	大川市			
福岡県	213	行橋市			
福岡県	217	筑紫野市			
福岡県	219	大野城市			
福岡県	223	古賀市			
福岡県	225	うきは市			
福岡県	227	嘉麻市			
福岡県	231	那珂川市			
福岡県	344	糟屋郡 須恵町			
福岡県	381	遠賀郡 芦屋町			
福岡県	382	遠賀郡 水巻町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
佐賀県	201	佐賀市			
佐賀県	202	唐津市			
佐賀県	203	鳥栖市			
佐賀県	205	伊万里市			
佐賀県	206	武雄市			
佐賀県	207	鹿島市			
佐賀県	208	小城市			
佐賀県	210	神埼市			
佐賀県	327	神埼郡 吉野ヶ里町			
佐賀県	346	三養基郡 みやき町			
佐賀県	401	西松浦郡 有田町			
佐賀県	424	杵島郡 江北町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
長崎県	201	長崎市	長崎県	307	西彼杵郡 長与町
長崎県	202	佐世保市	長崎県	308	西彼杵郡 時津町
長崎県	203	島原市	長崎県	323	東彼杵郡 波佐見町
長崎県	204	諫早市	長崎県	391	北松浦郡 佐々町
長崎県	205	大村市			
長崎県	207	平戸市			
長崎県	208	松浦市			
長崎県	211	五島市			
長崎県	213	雲仙市			
長崎県	214	南島原市			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
熊本県	101	熊本市 中央区	熊本県		
熊本県	102	熊本市 東区	熊本県		
熊本県	103	熊本市 西区	熊本県		
熊本県	104	熊本市 南区	熊本県		
熊本県	105	熊本市 北区	熊本県		
熊本県	202	八代市	熊本県		
熊本県	203	人吉市	熊本県		
熊本県	204	荒尾市	熊本県		
熊本県	205	水俣市	熊本県		
熊本県	206	玉名市	熊本県		
熊本県	208	山鹿市	熊本県		
熊本県	211	宇土市	熊本県		
熊本県	212	上天草市	熊本県		
熊本県	214	阿蘇市	熊本県		
熊本県	215	天草市	熊本県		
熊本県	369	玉名郡 和水町	熊本県		
熊本県	403	菊池郡 大津町	熊本県		
熊本県	443	上益城郡 益城町	熊本県		
熊本県	444	上益城郡 甲佐町	熊本県		
熊本県	447	上益城郡 山都町	熊本県		
熊本県	501	球磨郡 錦町	熊本県		
熊本県	514	球磨郡 あさぎり町	熊本県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
大分県	201	大分市			
大分県	202	別府市			
大分県	203	中津市			
大分県	204	日田市			
大分県	205	佐伯市			
大分県	206	臼杵市			
大分県	208	竹田市			
大分県	210	杵築市			
大分県	211	宇佐市			
大分県	212	豊後大野市			
大分県	214	国東市			
大分県	341	速見郡 日出町			
大分県	461	玖珠郡 九重町			

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
宮崎県	201	宮崎市	宮崎県	201	宮崎市
宮崎県	202	都城市	宮崎県	202	都城市
宮崎県	203	延岡市	宮崎県	203	延岡市
宮崎県	204	日南市	宮崎県	204	日南市
宮崎県	206	日向市	宮崎県	206	日向市
宮崎県	208	西都市	宮崎県	208	西都市
宮崎県	341	北諸県郡 三股町	宮崎県	341	北諸県郡 三股町
宮崎県	382	東諸県郡 国富町	宮崎県	382	東諸県郡 国富町
宮崎県	402	児湯郡 新富町	宮崎県	402	児湯郡 新富町
宮崎県	404	児湯郡 木城町	宮崎県	404	児湯郡 木城町
宮崎県	421	東臼杵郡 門川町	宮崎県	421	東臼杵郡 門川町
宮崎県	431	東臼杵郡 美郷町	宮崎県	431	東臼杵郡 美郷町

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
鹿児島県	201	鹿児島市	鹿児島県		
鹿児島県	203	鹿屋市	鹿児島県		
鹿児島県	208	出水市	鹿児島県		
鹿児島県	215	薩摩川内市	鹿児島県		
鹿児島県	216	日置市	鹿児島県		
鹿児島県	218	霧島市	鹿児島県		
鹿児島県	219	いちき串木野市	鹿児島県		
鹿児島県	222	奄美市	鹿児島県		
鹿児島県	223	南九州市	鹿児島県		
鹿児島県	392	薩摩郡 さつま町	鹿児島県		
鹿児島県	501	熊本郡 中種子町	熊本県		
鹿児島県	505	熊本郡 屋久島町	熊本県		
鹿児島県	530	大島郡 徳之島町	熊本県		
鹿児島県	532	大島郡 伊仙町	熊本県		

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
沖縄県	201	那覇市	都道府県	コード	市区町村名
沖縄県	205	宜野湾市			
沖縄県	207	石垣市			
沖縄県	208	浦添市			
沖縄県	209	名護市			
沖縄県	210	糸満市			
沖縄県	211	沖縄市			
沖縄県	212	豊見城市			
沖縄県	213	うるま市			
沖縄県	214	宮古島市			
沖縄県	215	南城市			
沖縄県	306	国頭郡 今帰仁村			
沖縄県	308	国頭郡 本部町			
沖縄県	324	中頭郡 読谷村			
沖縄県	329	中頭郡 西原町			
沖縄県	350	島尻郡 南風原町			
沖縄県	362	島尻郡 八重瀬町			

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月 分)

厚生労働省

統計法に基づく基幹統計調査



1 事業所名
(電話) 局 番

都道府県 番号	調査区 番号	事業所一連 番号	※産業分類 番号 大 中	業 規 模 番 号
------------	-----------	-------------	--------------------	-----------------------

2 (主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。))

3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。)

月 日から 月 日まで

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。
人

5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。
該当する番号を○で囲んでください。
(1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人

常用労働者について記入してください。

常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

次の者は除きます。の代表者
○事業主又は法人の代表者
○無給の家族従業者

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住の別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別	5 年齢 (1年未満の幼児は切り捨ててください)	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に放免してください。有給休暇は含めません。)	8 1日の労働時間 (7月中の通常労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。) (100円未満は四捨五入してください。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ボーナス等の発生が不適切な給与(税込み)です。毎月きまっています。)	
	男	女	通	住								
1	1	2	1	2	1	2						
2	1	2	1	2	1	2						
3	1	2	1	2	1	2						
4	1	2	1	2	1	2						

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成日	年 月 日	統計調査員印
----	-------	--------	-------	--------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。


毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆


トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



事業所の皆さまへ



毎月勤労統計調査 特別調査
準備のための調査のお願い



厚生労働省
都道府県

この度、毎月勤労統計調査 特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。本調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。お忙しいところ誠に恐縮ですが、統計調査員がお尋ねする内容にお答えくださいますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

毎月勤労統計調査は、我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため、常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている調査です。特別調査はこれを補うため、常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行っています。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「**基幹統計調査**」とされており、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられている一方、調査の従事者には秘密保護の義務が課せられています。

準備のための調査とは？

統計調査員が事業所へお伺いして、調査区として指定した地域の最新の事業所名簿を作成するための調査です。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

調査結果は何に利用されている？

調査の結果は、国民経済計算（GDP統計）の作成や小規模事業所で働く労働者に関する諸施策の企画・立案の基礎資料として役立てられています。

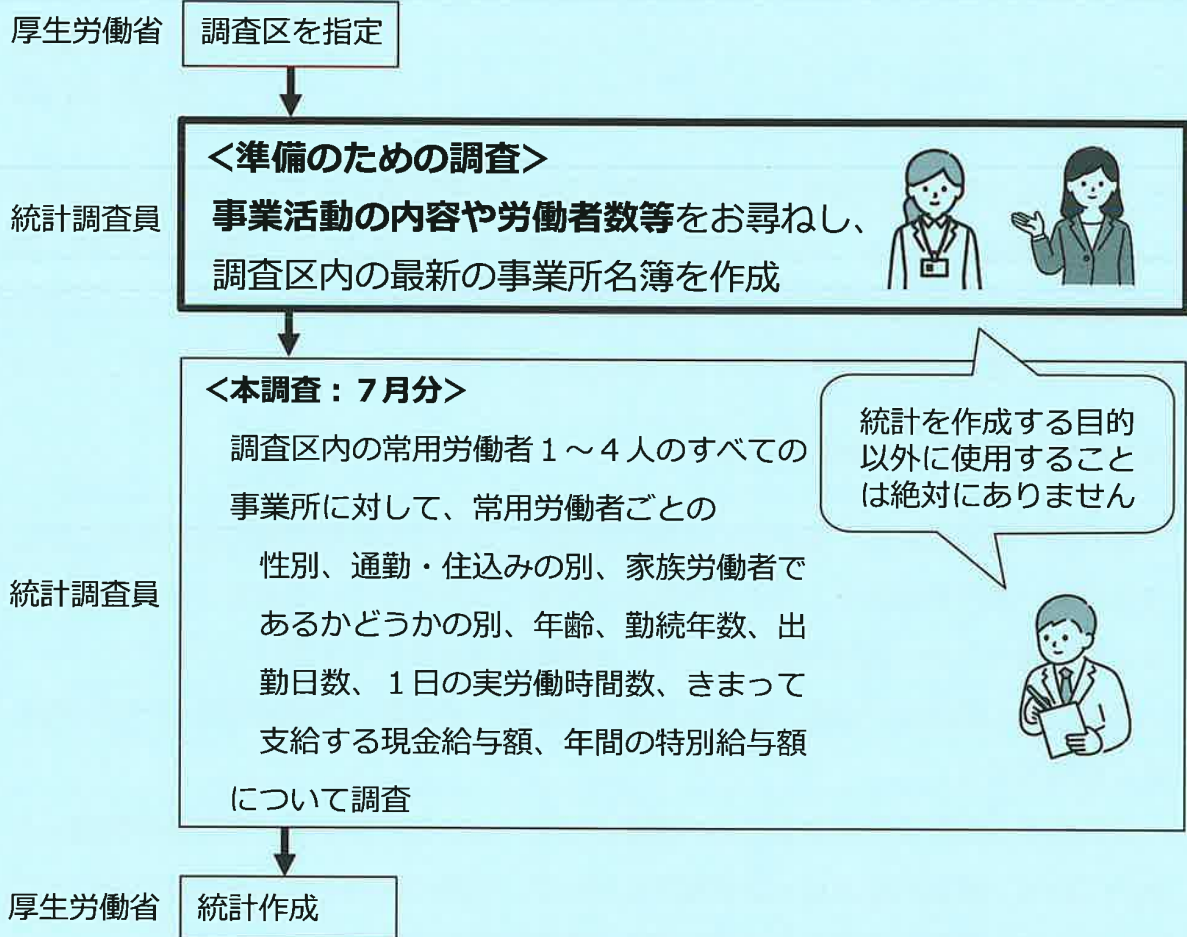
裏面もお読みください

統計調査員はどんな人？

統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計を作成するため、統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

調査の流れ



調査についてご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 毎月勤労統計調査担当
電話：03-5253-1111（内線）7631, 7605

毎月勤労統計調査 特別調査の結果は、
厚生労働省のホームページにも掲載されています
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



事業所の皆さまへ

統計で今を「サーチ」、未来を「察知」

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

毎月勤労統計調査は、我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため、常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている調査です。特別調査はこれを補うため、常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査で、原則2年間、同一の地域を調査します。

毎月勤労統計調査はその前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

どの事業所を調査するの？

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査に答える義務はあるの？

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされており、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられている一方、調査の従事者には秘密保護の義務が課せられています。

調査票の記入でご不明点がありましたら、お問い合わせください。

<毎月勤労統計調査 特別調査コールセンター>

フリーダイヤル 0120-014-360

※ 全国調査・地方調査コールセンターとのおかけ間違いにご注意ください。

設置期間：8月1日～9月30日（土日祝日を除く）

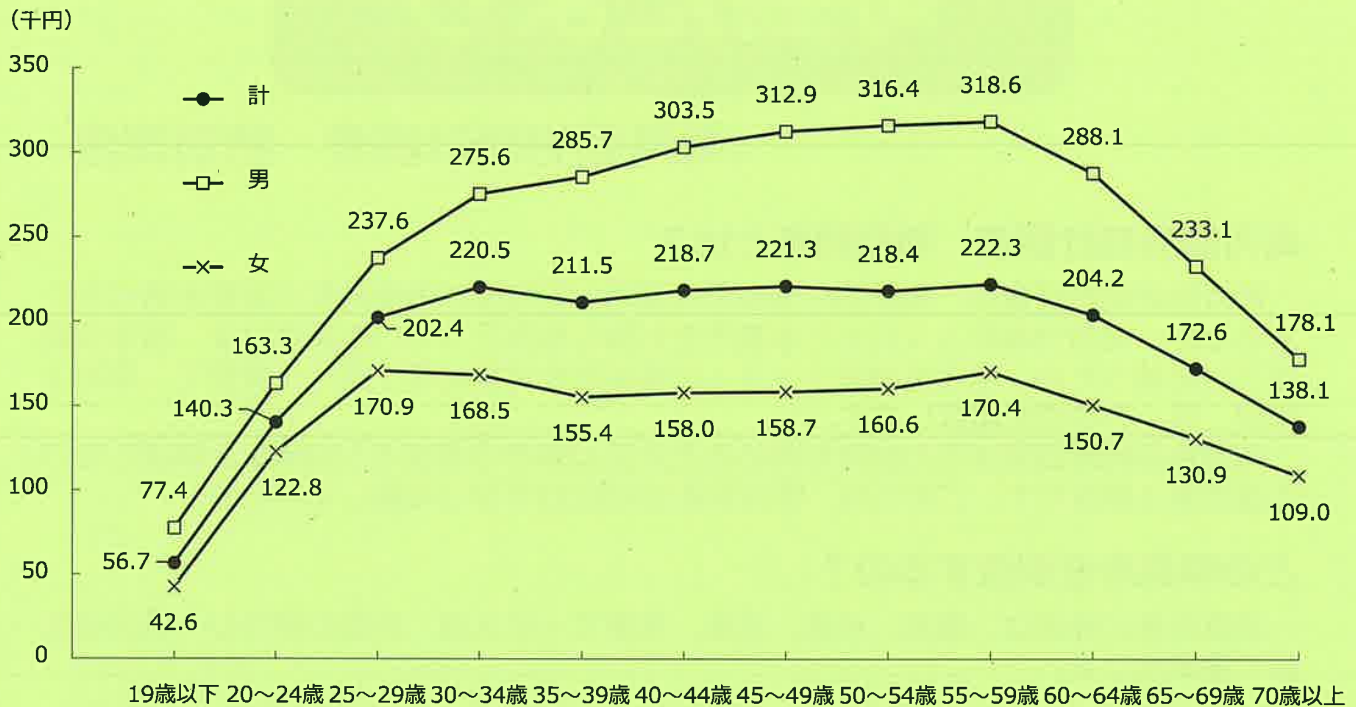
受付時間：午前9時～午後6時

そのほか個別のご相談は、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

毎月勤労統計調査 特別調査の結果

性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（産業計・企業規模1～4人）

令和7年7月



現金給与額、実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（産業計・事業所規模1～4人）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	円	円	時間	日	年	%
平成27年	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
2 ⁴⁾	-	-	-	-	-	-
3	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7
6	209,086	273,380	6.9	19.2	12.8	31.4
7	215,585	310,784	6.8	19.3	13.1	31.4

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間及び出勤日数
(産業計・事業所規模1～4人)

令和7年7月

都道府県	きまって支給する現金給与額	通常日1日の実労働時間	出勤日数
	円	時間	日
全 国	215,585	6.8	19.3
北 海 道	233,763	6.9	20.2
青 森 県	205,225	7.0	20.7
岩 手 県	205,242	7.0	20.2
宮 城 県	229,271	7.0	19.6
秋 田 県	202,867	6.9	20.6
山 形 県	205,118	6.9	20.6
福 島 県	220,231	7.1	20.5
茨 城 県	203,859	6.8	19.0
栃 木 県	214,567	6.8	20.0
群 馬 県	205,500	6.7	19.6
埼 玉 県	227,791	6.9	19.4
千 葉 県	213,680	6.8	18.6
東 京 都	237,813	6.9	18.1
神 奈 川 県	221,360	6.7	18.1
新 潟 県	201,391	6.8	19.5
富 山 県	218,964	6.9	19.9
石 川 県	208,995	6.8	19.4
福 井 県	237,631	7.2	20.4
山 梨 県	209,214	6.8	18.8
長 野 県	210,721	6.8	19.2
岐 阜 県	218,166	6.7	19.4
静 岡 県	217,435	6.7	19.1
愛 知 県	234,237	6.8	18.9
三 重 県	210,643	6.8	18.6
滋 賀 県	205,831	6.8	18.4
京 都 府	211,770	6.8	18.7
大 阪 府	221,545	6.7	18.5
兵 庫 県	199,318	6.7	18.5
奈 良 県	187,954	6.6	18.0
和 歌 山 県	185,411	6.4	18.7
鳥 取 県	211,013	7.0	19.6
島 根 県	200,058	6.9	19.6
岡 山 県	219,806	7.1	19.6
広 島 県	218,837	6.9	19.7
山 口 県	206,827	6.8	19.5
徳 島 県	202,321	6.8	20.2
香 川 県	220,278	6.8	19.5
愛 媛 県	212,079	6.9	20.1
高 知 県	211,937	7.0	20.2
福 岡 県	210,622	6.8	19.6
佐 賀 県	220,895	7.1	20.5
長 崎 県	195,656	6.8	20.2
熊 本 県	204,127	6.8	19.4
大 分 県	196,762	6.9	19.6
宮 崎 県	192,011	6.9	20.4
鹿 児 島 県	192,302	6.8	19.4
冲 縄 県	187,282	6.7	19.9

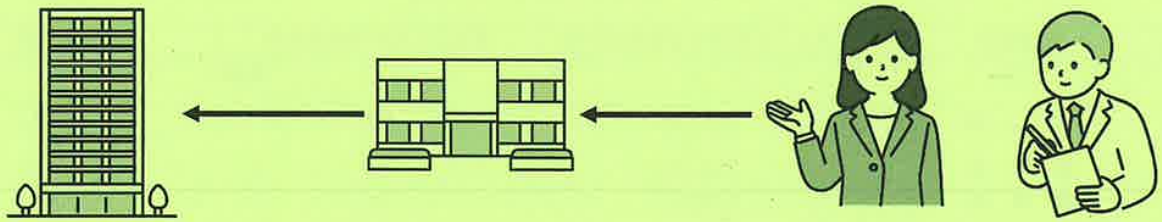
調査の流れ

貴事業所に統計調査員がお伺いします。
統計調査員は、必ず統計調査員証を携帯しています。

厚生労働省で集計・公表

都道府県庁

統計調査員による聞き取り



< 調査事項：7月分 >

常用労働者ごとの、
性別、通勤・住込みの別、家族労働者であるかどうかの別、
年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、年間の特別給与額

統計調査員はどんな人？

統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計を作成するため、統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

調査の内容が他に知られることはないの？

統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法やその他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

調査の結果はどんなことに利用されているの？

調査の結果は、国民経済計算（GDP統計）の作成や小規模事業所で働く労働者に関する諸施策の企画・立案の基礎資料として役立てられています。

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査
イメージキャラクター「とくちゃん」



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省 毎月勤労統計調査担当
電話：03-5253-1111（内線）7631, 7605

毎月勤労統計調査 特別調査の結果は、
厚生労働省のホームページにも掲載されています
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>





ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



政府統計

2026（令和8）年1月26日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 渡邊

室長補佐 細野

毎勤調整係・企画調整係

（代表電話）03(5253)1111（内線7609, 7610）

（直通電話）03(6812)7819

—2025（令和7）年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3 ページ
	（1）賃金	3 ページ
	（2）労働時間と出勤日数	5 ページ
	（3）雇用	7 ページ
3	付表	9 ページ

2025（令和7）年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

（URL：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>）

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（2013（平成25）年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、調査区を無作為に抽出し、当該調査区内に所在する全ての事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

2025（令和7）年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間）の状況について、2025（令和7）年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省—都道府県—調査員—報告者

収集：報告者—調査員—都道府県—厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,760 事業所 有効回答数 19,662 事業所
有効回答率 82.8%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4ページの第2図及び第2表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

- ア 常用労働者
 - 次のいずれかに該当する者をいう。
 - a 期間を定めずに雇われている者
 - b 1か月以上の期間を定めて雇われている者
 - なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。
 - また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。
- 本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。
- イ きまって支給する現金給与額
 - 労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。
- ウ 特別に支払われた現金給与額
 - 一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。
 - 本項目においては、2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。
- エ 実労働時間
 - 労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。
- オ 出勤日数
 - 労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。
- カ 年齢
 - 調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。
- キ 勤続年数
 - 労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。
- ク 短時間労働者
 - 通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

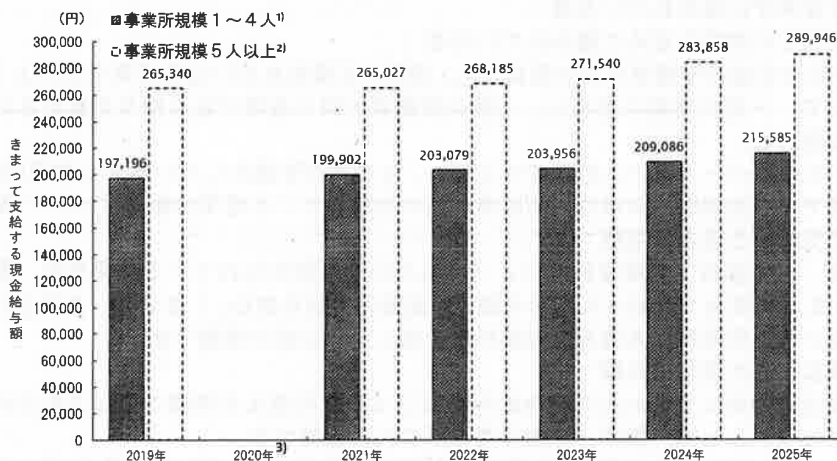
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、2025（令和7）年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が215,585円で前年比3.1%増となった。

男女別にみると、男は290,551円で前年比2.9%増、女は162,690円で同3.8%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が285,897円と最も高く、次いで「製造業」が235,228円、「卸売業、小売業」が219,347円、「医療、福祉」が202,069円、「生活関連サービス業、娯楽業」が169,035円、「宿泊業、飲食サービス業」が117,443円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

3) 2020（令和2）年は特別調査を中止しており、2020（令和2）年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。

また、事業所規模5人以上における2020（令和2）年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

2025（令和7）年7月

性・主な産業	事業所規模1～4人		（参考）事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	前年比 ²⁾ %	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	215,585	3.1	289,946	2.1	74.4
男	290,551	2.9	359,749	3.9	80.8
女	162,690	3.8	215,549	6.6	75.5
建設業	285,897	3.5	368,570	1.7	77.6
製造業	235,228	3.6	340,212	4.0	69.1
卸売業、小売業	219,347	1.9	253,972	2.2	86.4
宿泊業、飲食サービス業	117,443	2.6	132,559	0.9	88.6
生活関連サービス業、娯楽業	169,035	4.1	219,558	6.6	77.0
医療、福祉	202,069	3.3	270,122	2.8	74.8

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査2025（令和7）年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

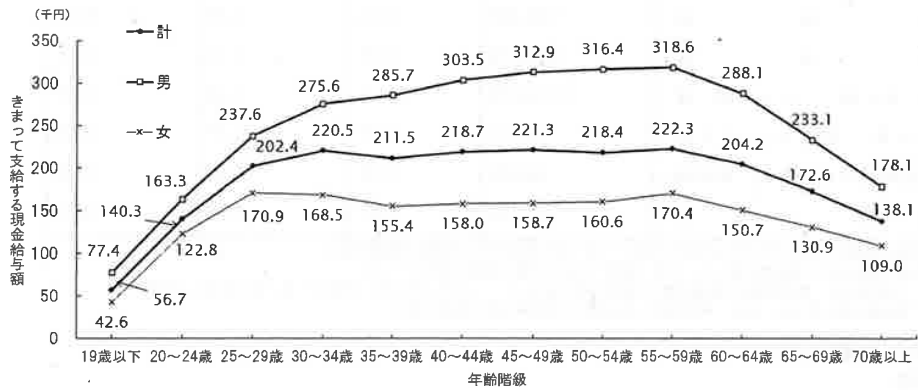
企業規模1～4人の事業所における2025（令和7）年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は30～34歳まで上昇しているが、以降55～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は40～44歳まで上昇しているが、45歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの、25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第2表）。

第2図 性・年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

2025（令和7）年7月



第2表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

2025（令和7）年7月（単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	198,925	270,881	149,747	275,614	220,681	186,845	104,106	163,876	189,889
19歳以下	56,699	77,407	42,566	205,869	x	56,158	37,890	81,033	x
20～24歳	140,321	163,259	122,786	232,020	192,909	118,799	61,588	174,091	176,781
25～29歳	202,352	237,585	170,912	259,780	231,134	188,044	122,361	197,957	216,154
30～34歳	220,514	275,594	168,546	286,896	231,531	219,769	138,822	207,787	195,088
35～39歳	211,532	285,662	155,390	303,969	240,785	201,534	124,985	172,394	196,672
40～44歳	218,656	303,525	157,955	303,341	266,281	206,225	133,357	175,345	190,253
45～49歳	221,288	312,878	158,665	313,524	250,297	208,809	120,197	162,722	192,840
50～54歳	218,374	316,397	160,591	304,766	239,937	201,521	112,661	161,876	189,871
55～59歳	222,257	318,631	170,370	295,573	253,642	213,048	118,397	172,267	207,748
60～64歳	204,245	288,107	150,698	263,123	228,565	196,733	106,482	153,214	193,192
65～69歳	172,645	233,060	130,877	236,858	204,762	160,370	81,831	123,755	167,385
70歳以上	138,148	178,089	108,989	175,632	142,476	130,159	79,917	110,573	144,218
勤 続 年 数 計	198,925	270,881	149,747	275,614	220,681	186,845	104,106	163,876	189,889
0年	153,490	210,633	120,299	228,100	193,105	156,800	80,517	153,343	169,062
1年	157,138	222,997	119,161	246,054	175,449	156,128	79,942	154,156	162,361
2年	166,411	229,907	126,766	250,171	179,317	154,875	99,922	163,525	158,265
3～4年	178,922	245,088	139,712	259,216	213,121	162,609	101,073	165,293	182,759
5～9年	191,857	268,605	145,936	267,664	202,432	182,826	107,250	167,664	184,900
10～14年	206,224	280,081	155,106	286,888	229,884	180,504	117,878	165,409	189,945
15～19年	228,403	300,322	174,266	297,883	246,875	220,692	137,931	168,238	199,955
20～29年	233,713	311,972	172,157	303,631	237,187	223,096	127,929	174,132	216,854
30年以上	215,083	276,947	161,947	264,412	226,608	185,005	116,458	154,475	225,753
平均年齢 ²⁾ （歳）	51.6	51.1	52.0	50.8	55.3	53.4	48.0	48.0	50.2
平均勤続年数 ²⁾ （年）	13.9	15.1	13.1	16.0	18.1	16.0	9.0	13.2	11.4

注：1) 「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

2) 7月末日現在の数値である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が310,784円で前年比13.7%増となった。

男女別にみると、男は455,203円で前年比15.3%増、女は207,079円で同12.3%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が382,266円と最も高く、次いで、「卸売業，小売業」が316,079円、「製造業」が309,378円、「医療，福祉」が301,241円、「生活関連サービス業，娯楽業」が84,092円、「宿泊業，飲食サービス業」が55,411円となった。（第3表）

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	310,784	13.7	1.44	0.13
男	455,203	15.3	1.57	0.17
女	207,079	12.3	1.27	0.09
建 設 業	382,266	24.3	1.34	0.23
製 造 業	309,378	14.2	1.32	0.13
卸 売 業 ， 小 売 業	316,079	11.1	1.44	0.12
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	55,411	20.7	0.47	0.07
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	84,092	17.3	0.50	0.06
医 療 ， 福 祉	301,241	13.7	1.49	0.14

注：2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者（勤続年数1年未満の者を含む。）1人当たりの2025（令和7）年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間と出勤日数

ア 労働時間

2025（令和7）年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年より0.1時間減少となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年と同水準となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。

（第3図、第4表）

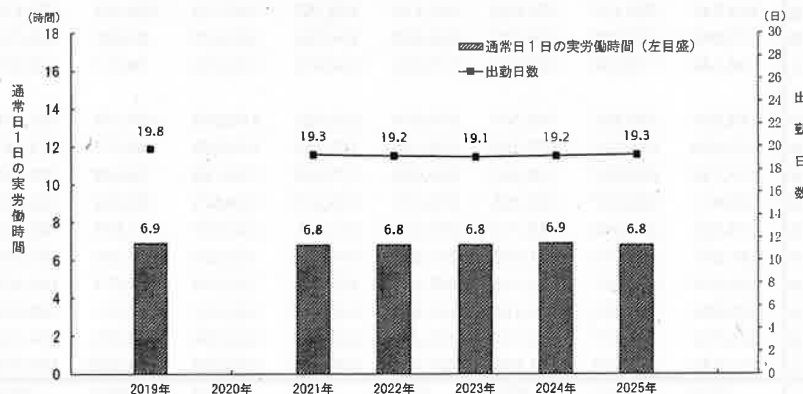
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で8時間が44.4%と最も多く、次いで、7時間が17.4%、4時間以下が13.7%、6時間が9.0%、5時間が8.8%、9時間以上が6.7%となった（第5表）。

イ 出勤日数

2025（令和7）年7月における出勤日数は、調査産業計が19.3日で前年より0.1日増加となった。

男女別にみると、男は21.0日で前年より0.1日増加となり、女は18.1日で同0.1日増加となった。（第3図、第4表）

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

2020（令和2）年は特別調査を中止しており、2020（令和2）年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

2025（令和7）年7月

性・主な産業	通常日1日の実労働時間				出勤日数			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾	
		前年差		前年差		前年差		前年差
	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
調査産業計	6.8	-0.1	7.7	-0.1	19.3	0.1	18.4	0.1
男	7.6	0.0	8.2	0.0	21.0	0.1	19.3	0.1
女	6.3	0.0	7.2	0.0	18.1	0.1	17.3	0.0
建設業	7.4	0.0	8.1	-0.1	21.1	0.0	20.9	0.2
製造業	7.0	-0.1	8.3	0.0	20.2	0.4	19.9	0.3
卸売業，小売業	7.0	-0.1	7.3	0.0	19.8	0.1	17.9	0.0
宿泊業，飲食サービス業	5.7	0.0	6.5	0.0	16.6	-0.2	13.7	0.0
生活関連サービス業，娯楽業	6.7	0.0	7.4	0.2	18.8	-0.1	17.0	0.1
医療，福祉	6.7	0.1	7.4	0.0	19.1	0.2	18.1	0.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査2025（令和7）年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

2025（令和7）年7月末日現在(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.7	8.8	9.0	17.4	44.4	6.7
		(-0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.8)	(-0.9)	(0.0)
男	100.0	5.2	2.9	4.1	17.0	60.1	10.8
女	100.0	19.7	13.0	12.4	17.7	33.4	3.9
建設業	100.0	4.8	4.2	5.6	24.1	55.3	5.9
製造業	100.0	10.6	7.5	8.1	16.9	50.7	6.2
卸売業，小売業	100.0	11.1	8.3	8.3	15.3	48.8	8.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.1	17.7	10.5	8.8	18.9	8.0
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	11.5	15.0	12.4	16.6	35.1	9.4
医療，福祉	100.0	17.1	7.1	10.0	18.4	42.6	4.9

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

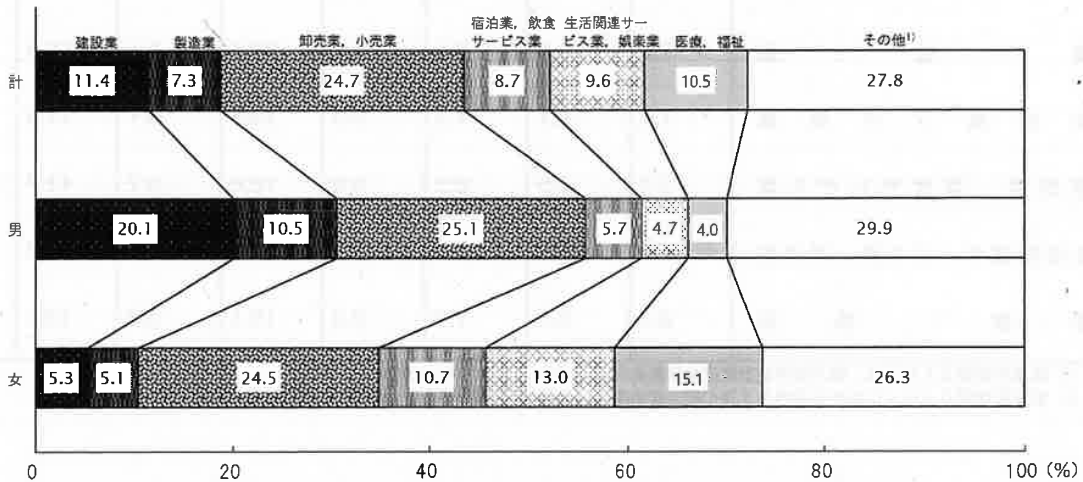
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

2025（令和7）年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が24.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.4%、「医療，福祉」が10.5%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.6%、「宿泊業，飲食サービス業」が8.7%、「製造業」が7.3%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.6%で前年より0.2ポイント増加となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が84.3%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が79.6%、「宿泊業，飲食サービス業」が72.7%、「卸売業，小売業」が58.0%、「製造業」が40.7%、「建設業」が27.2%となった。（第4図、第6表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
（事業所規模1～4人）

2025（令和7）年7月末日現在



注：1）「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
（事業所規模1～4人）

2025（令和7）年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	58.6	0.2
建設業	11.4	20.1	5.3	27.2	0.8
製造業	7.3	10.5	5.1	40.7	-1.5
卸売業，小売業	24.7	25.1	24.5	58.0	1.2
宿泊業，飲食サービス業	8.7	5.7	10.7	72.7	-1.2
生活関連サービス業，娯楽業	9.6	4.7	13.0	79.6	-0.4
医療，福祉	10.5	4.0	15.1	84.3	-0.9
その他 ¹⁾	27.8	29.9	26.3	55.5	0.8

注：1）「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2）「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

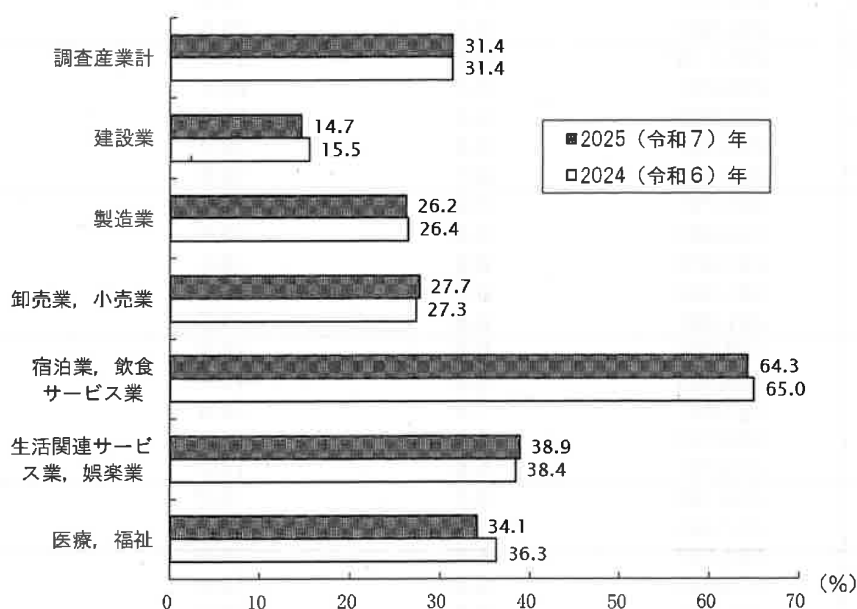
2025（令和7）年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.4%で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は12.1%で前年より0.1ポイント上昇となり、女は45.1%で同0.2ポイント低下となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が64.3%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が38.9%、「医療、福祉」が34.1%、「卸売業、小売業」が27.7%、「製造業」が26.2%、「建設業」が14.7%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が75.3%と最も高く、20～29歳が23.0%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

2025（令和7）年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	31.4	0.0	12.1	0.1	45.1	-0.2
19歳以下	75.3	7.7	67.9	9.3	80.5	8.0
20～29歳	23.0	-2.0	14.9	-1.1	29.1	-2.4
30～39歳	24.4	-0.5	7.2	0.0	39.3	-0.7
40～49歳	27.8	-0.3	6.0	-0.2	43.7	-0.4
50～54歳	29.0	1.1	6.7	0.2	43.0	1.7
55～59歳	28.5	-0.8	6.3	-0.7	41.2	-1.2
60～64歳	33.3	0.4	10.2	1.5	48.4	-0.4
65歳以上	46.1	0.7	28.2	0.9	59.4	0.0

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計） 2025（令和7）年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	215,585	6.8	19.3	31.4
北 海 道	233,763	6.9	20.2	28.0
青 森 県	205,225	7.0	20.7	26.9
岩 手 県	205,242	7.0	20.2	29.3
宮 城 県	229,271	7.0	19.6	26.0
秋 田 県	202,867	6.9	20.6	26.3
山 形 県	205,118	6.9	20.6	26.7
福 島 県	220,231	7.1	20.5	25.1
茨 城 県	203,859	6.8	19.0	34.8
栃 木 県	214,567	6.8	20.0	31.9
群 馬 県	205,500	6.7	19.6	35.3
埼 玉 県	227,791	6.9	19.4	30.4
千 葉 県	213,680	6.8	18.6	32.5
東 京 都	237,813	6.9	18.1	29.8
神 奈 川 県	221,360	6.7	18.1	33.1
新 潟 県	201,391	6.8	19.5	31.2
富 山 県	218,964	6.9	19.9	29.1
石 川 県	208,995	6.8	19.4	31.0
福 井 県	237,631	7.2	20.4	23.5
山 梨 県	209,214	6.8	18.8	33.5
長 野 県	210,721	6.8	19.2	32.2
岐 阜 県	218,166	6.7	19.4	33.8
静 岡 県	217,435	6.7	19.1	35.1
愛 知 県	234,237	6.8	18.9	33.1
三 重 県	210,643	6.8	18.6	33.0
滋 賀 県	205,831	6.8	18.4	33.3
京 都 府	211,770	6.8	18.7	33.1
大 阪 府	221,545	6.7	18.5	34.4
兵 庫 県	199,318	6.7	18.5	37.1
奈 良 県	187,954	6.6	18.0	38.5
和 歌 山 県	185,411	6.4	18.7	39.4
鳥 取 県	211,013	7.0	19.6	28.4
島 根 県	200,058	6.9	19.6	29.6
岡 山 県	219,806	7.1	19.6	26.1
広 島 県	218,837	6.9	19.7	30.5
山 口 県	206,827	6.8	19.5	32.2
徳 島 県	202,321	6.8	20.2	30.5
香 川 県	220,278	6.8	19.5	33.1
愛 媛 県	212,079	6.9	20.1	27.7
高 知 県	211,937	7.0	20.2	27.5
福 岡 県	210,622	6.8	19.6	31.2
佐 賀 県	220,895	7.1	20.5	25.1
長 崎 県	195,656	6.8	20.2	31.5
熊 本 県	204,127	6.8	19.4	31.7
大 分 県	196,762	6.9	19.6	27.8
宮 崎 県	192,011	6.9	20.4	31.0
鹿 児 島 県	192,302	6.8	19.4	30.8
沖 縄 県	187,282	6.7	19.9	34.5

注：1）2025（令和7年）年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	時間	日	年	%
1980	129,480	-	258,478	-	7.8	24.7	6.4	14.9
1981	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
1982	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
1983	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
1984	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
1985	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
1986	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
1987	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
1988	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
1989	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
1990	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
1991	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
1992	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
1993	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
1994	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
1995	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
1996	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
1997	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
1998	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
1999	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
2000	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
2001	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
2002	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
2003	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
2004	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
2005	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
2006	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
2007	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
2008	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
2009	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
2010	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
2011	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
2012	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
2013	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
2014	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
2015	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
2016	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
2017	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
2018	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
2019	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾ 2020	-	-	-	-	-	-	-	-
2021	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
2022	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
2023	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7
2024	209,086	2.5	273,380	4.6	6.9	19.2	12.8	31.4
2025	215,585	3.1	310,784	13.7	6.8	19.3	13.1	31.4

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 2020（令和2）年は特別調査を中止しており、2020（令和2）年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」

